

事 務 連 絡
令和 3 年 1 2 月 2 3 日

各都道府県総務部（局） 御中
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安 全 厚 生 推 進 室

傷病手当金の支給決定における休業補償等の受給状況の照会について

今般、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の一部改正により、共済組合は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条に基づく条例の規定による休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償（以下「休業補償等」という。）の受給状況について、令和 4 年 1 月 1 日以降、被災職員本人の同意がない場合であっても、実施機関に対して休業補償等の受給状況に関する照会が可能となりました。

については、別添 1 のとおり、総務省自治行政局公務員部福利課長名で、各共済組合理事長宛てに通知がなされましたので、各実施機関におかれましては、適切に御対応いただくよう、よろしくお願いいたします。

また、健康保険法及び船員保険法についても同様の改正がなされており、別添 2 のとおり、厚生労働省保険局保険課長名で、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長宛てに通知がなされましたので、同じく、適切に御対応いただくよう、よろしくお願いいたします。

各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。